

# 令和8年度分 町・県民税 申告の手引き

令和8年1月 宮代町税務課

## ■送付対象

令和7年度分町・県民税申告書を提出いただいた方を対象に、このお手紙を送付しています。

## ■令和8年度分申告書の提出が必要な方

下記のフローチャートにより町・県民税の申告が必要と判定された方は、申告書の提出をお願いします。なお、令和8年度分からマイナンバーカードを使った電子申告ができるようになりますので、ぜひご活用ください。

## ■令和8年度分申告書の記入方法

裏面をご覧ください。

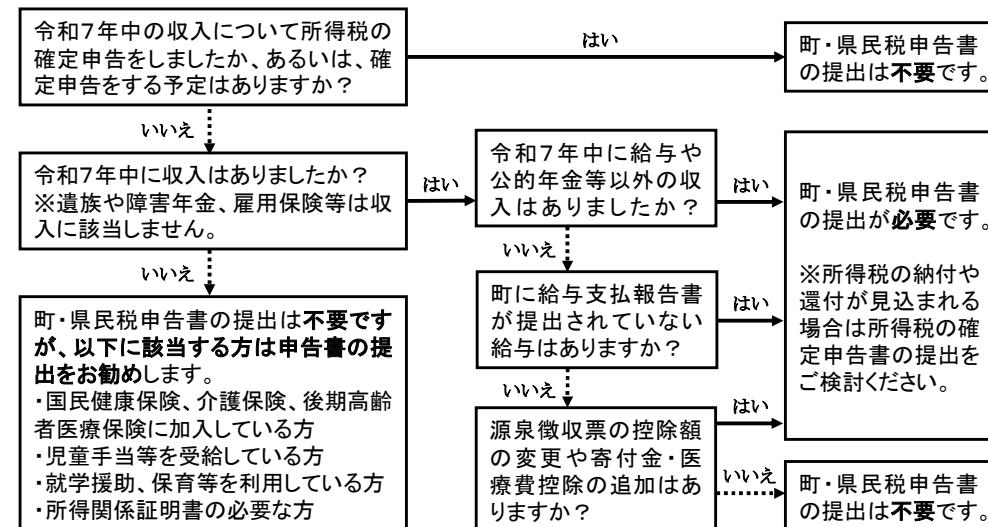
## ■令和8年度分申告書の提出物

- 記載済みの令和8年度分 町・県民税申告書
- 本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)の写し
- 給与や年金の源泉徴収票(いずれも原本)
- 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、寄付金控除証明書など(いずれも原本)
- 事業や不動産収入のある方は、町・県民税申告書裏面該当箇所に記載するか収支内訳書
- 医療費控除がある方は、医療費の明細書(内訳書)又はセルフメディケーション税制の明細書

## ■令和8年度分申告書の提出方法

- 同封の返信用封筒による提出
- 電子申告による提出(添付書類不要) ※電子申告の詳細は町ホームページでお知らせします。
- 町申告会場で提出 ※同封の受付日程表をご参照の上、指定曜日にお越しください。

## 令和8年度分 町・県民税申告書 提出フローチャート



## 給与・公的年金等所得金額及び生命保険・地震保険料控除 算定方法

### ■給与収入の所得換算表

給与の収入額	給与所得控除額	給与所得金額
～650,999円	650,000円	0円
651,000円～1,900,000円	650,000円	収入金額-650,000円
1,900,001円～3,600,000円	収入金額×30%+80,000円	収入金額-(収入金額×30%+80,000円)
3,600,001円～6,600,000円	収入金額×20%+440,000円	収入金額-(収入金額×20%+440,000円)
6,600,001円～8,500,000円	収入金額×10%+1,100,000円	収入金額-(収入金額×10%+1,100,000円)
8,500,001円以上	1,950,000円	収入金額-1,950,000円

### ■公的年金等の雑所得換算表

65歳以上の方の計算式 (昭和36年1月1日以前に生まれた方)	
公的年金収入	雑所得金額
1,100,000円以下	0円
1,100,001円～3,299,999円	収入-1,100,000円
3,300,000円～4,099,999円	収入×0.75-275,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入×0.85-685,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入×0.95-1,455,000円

65歳未満の方の計算式 (昭和36年1月2日以後に生まれた方)	
公的年金収入	雑所得金額
600,000円以下	0円
600,001円～1,299,999円	収入-600,000円
1,300,000円～4,099,999円	収入×0.75-275,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入×0.85-685,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入×0.95-1,455,000円

### ■生命保険料控除の控除額算出

①旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険料等)

保険料支払額	生命保険料控除額
15,000円以下	保険料支払額の全額
15,001円～40,000円	保険料支払額×0.5+7,500円
40,001円～70,000円	保険料支払額×0.25+17,500円
70,000円超	35,000円

旧契約分のみの生命保険料を適用:①に基づき算出した控除額

新契約分のみの生命保険料を適用:②に基づき算出した控除額

旧契約と新契約の双方について生命保険料を適用:①に基づき算出した控除額と②に基づき算出した控除額と①・②の合計額(上限28,000円)のうちで有利な控除額

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額  
(上限70,000円)

②新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険料)

保険料支払額	生命保険料控除額
12,000円以下	保険料支払額の全額
12,001円～32,000円	保険料支払額×0.5+6,000円
32,001円～56,000円	保険料支払額×0.25+14,000円
56,000円超	28,000円

### ■地震保険料控除の控除額算出

控除内容	控除限度額
地震保険契約にかかる保険料支払額×0.5 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約	25,000円
令和7年中の保険料支払額が、 5,000円以下 ⇒ 保険料支払額の全額 5,001円～15,000円 ⇒ 保険料支払額×0.5+2,500円 15,001円以上 ⇒ 10,000円	10,000円 合計で25,000円が上限

※1契約で地震保険料と長期損害保険料の双方に該当する積立保険契約は、いずれか一方のみ控除できます。

所得税の確定申告に関するお問い合わせは、春日部税務署(048-733-2111)となります。  
春日部税務署で所得税の確定申告をする場合は事前予約が必要です。  
所得税の確定申告は、自宅でできるe-Taxがおすすめです。ぜひご利用ください。

## 令和8年度分 町・県民税申告書 記載欄の説明

### 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

## ■社会保険料控除

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などの種類、令和7年1月1日から令和7年12月31日までに支払った各保険料(税)の額とその合計額を記載してください。

※小規模企業共済等掛金は、支払った金額の合計額を「4 所得から差し引かれる金額」の⑭欄に記載

#### ■生命保険料控除及び地震保険料控除

表面の表により算出した金額を記載してください。

#### ■寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除

該当する場合□にレ点を入れてください(勤労学生の場合は学校名を記載してください)。

■ 障害者控除

該当する方の氏名、フリガナ、障害の程度、個人番号を記載してください。

#### ■配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者

該当する方の氏名、フリガナ、生年月日、その方の合計所得金額、個人番号を記載してください(同一生計配偶者の場合は口にレ点を入れてください)。

#### ■扶養控除・特定親族特別控除

該当する方の氏名、フリガナ、生年月日、同居・別居の区分、続柄、個人番号を記載してください。また、特定親族(19歳以上23歳未満)の場合は「特親」欄に○を記載してください。

#### ■16歳未満の扶養親族(控除対象外)

該当する方の氏名、フリガナ、生年月日、同居・別居の区分、続柄、個人番号を記載してください。

■ 医療費控除

令和7年1月1日から令和7年12月31日までに支払った医療費等の合計及び保険金などで補填される金額の合計を記載してください。

\*医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書(内訳書)又はセルフメディケーション税制の明細書を作成して提出してください。なお、領収書の添付は不要です。

現住所、氏名、電話番号、個人番号(マイナンバー)を記載してください。  
※令和8年1月1日の住所、フリガナ、生年月日、世帯主の氏名、続柄は印字済み(修正・変更点は、余白に朱書きでご明記ください。)

## 1 収入金額等

それぞれの区分において  
令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に得た  
収入金額を該当区分欄に記載してください。

## 2 所得金額

上記収入金額から必要経費を差し引いて算出した、あるいは、給与や公的年金等は表面の表により算出した金額を記載してください。

#### 4 所得から差し引かれる金額

原則記載不要。ただし、小規模企業共済等掛金がある場合は、⑯にその合計額を記載してください。

## 5 紹介・公的年金等に係る所得以外の所得に係る 町・県民税の納税方法を選択してください

令和7年中に収入がなかった場合は、備考欄に下記を参考して記載してください。

- 記載して下さい。  
・被扶養者 … ○○・○○(扶養者の住所・氏名)の扶養  
・学生 … 学校名・学年(学生証写しを添付)  
・その他 … 預貯金・遺族・障害年金・生活保護

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。